平成２１年（フ）第１３４２号
京都市北区紫野西蓮台野町29番地１　紫野ガーデンヒルズⅠ―205
債務者　藤岡　寿男
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７７号
京都市伏見区両替町３丁目340番地１
債務者　久木美智子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５５号
京都市東山区大和大路通五条上る山崎町352番地　メゾン六波羅202号
債務者　吉田喜美代
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２５号
京都市山科区椥辻西浦町21番地16　イーストヴィラ202号、申立前の住所京都市山科区竹鼻扇町39番地２　金鈴荘１Ｆ２木村昭昌方
債務者　小坂　智博
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
福島県会津若松市河東町広田字広田124番地
債務者　渡部すみえ
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
群馬県藤岡市藤岡886番地９
債務者　根岸りえ子（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３４２号
群馬県高崎市福島町933番地２　中泉住宅
債務者　芹沢　幸男
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３３５号
川崎市幸区新塚越201番地　ルリエ新川崎1310、破産申立時の住所埼玉県本庄市朝日町３丁目13番11号
債務者　仲村　千美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３３８号
埼玉県東松山市殿山町13番地26
債務者　桝野　喜彰
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３６５号
埼玉県熊谷市樋春2072番地24
債務者　吉野　純子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１４６号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸76番地の３
債務者　カーサロンシミズこと　清水　賢司
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
岐阜県養老郡養老町直江72番地12
債務者　鈴木小百合
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第３８号
京都府舞鶴市字大波下495番地７
債務者　後谷　明義
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第４７５２号
大阪府吹田市山田西１丁目22番Ａ５―105号
債務者　坂本　　厚
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９０９号
大阪府東大阪市若江北町２丁目10番28号
債務者　辻田　武明
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３９２号
大阪市西成区聖天下２丁目11番18号　中江ビル521
債務者　岡林美佐子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５７１号
大阪府枚方市御殿山南町３番61―102号
債務者　中條　友彦
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６０４号
大阪府東大阪市岩田町１丁目１番35号
債務者　大島　絹子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部